

～共生社会へのサポートお任せください～

事業者等向け

荒川区

手話通訳者等

セミナーや講演会へ**無料**で派遣します！

荒川区は、誰もがお互いに尊重し合い、生き生きと暮らせる「共生社会」の実現を目指しています。その一環として、区内でセミナーや講演会を開催する事業者等に手話通訳者等を派遣し、聴覚障がいのある方の積極的な社会参加をサポートします。



今度の講演会には、たくさんの人に来てもらいたいけれど、何かいい方法はないかなあ。

講演会やセミナーに手話通訳者を無料で派遣します。ぜひ、ご活用ください！



講演会等で手話通訳者を活用する **3** つのメリット

1

講演会やセミナーの集客力の向上につながります！

聴覚障がいのある方々の参加により来場者数のアップが期待できます。

2

確かな技術を持つ通訳者の派遣が受けられます！

優れた手話技術を認められ、荒川区に登録されている通訳者が派遣されます。
※状況により、東京手話通訳者等派遣センター登録の通訳者の場合もあります。

3

ユニバーサル社会の実現に貢献できます！

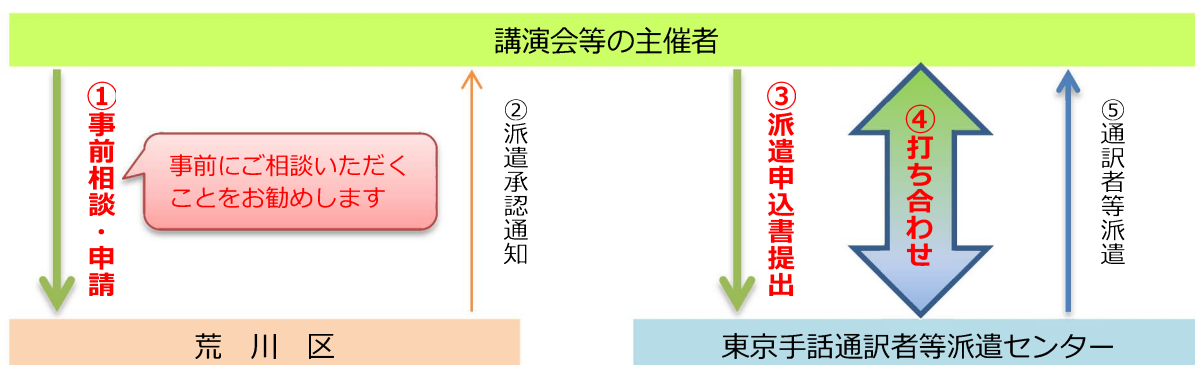
合理的配慮を通じて、CSR(企業の社会的責任)活動を推進できます。

派遣の対象となる講演会の種類やお申込み手続きの詳細は裏面をご覧ください。



- 1 対象者** 荒川区内に所在地を有する法人又は団体
- 2 対象事業** 上記対象者が荒川区内で開催し、聴覚障がいのある方のために手話通訳者又は要約筆記者を配置する講演会やセミナー等
※営利を目的とするもの、政治や宗教活動にかかわりのあるもの、公序良俗に反するものは対象外です。
- 3 申込方法** 荒川区障害者福祉課へ事前にご相談の上、荒川区窓口へ「手話通訳者・要約筆記者派遣申請書」をご提出ください。
- 4 申込受付期間** 随時受付です。
ただし、原則、手話通訳者等の派遣を希望する講演会等の開催日の1か月前の日までに申請書をご提出ください。
- 5 派遣の決定** 申請内容を審査し、講演会等への手話通訳者等の派遣を決定します。派遣を承認したときは、「手話通訳者・要約筆記者派遣承認通知書」を申請者にお送りします。
申請者は、その後、「講演会等への手話通訳者派遣申込書(※)」を東京手話通訳者等派遣センター(手話通訳者等のコーディネートを荒川区が委託している機関)へ直接ご提出ください。
※ 申込書は、派遣が承認された申請者へお渡しします。
- 6 派遣の打ち合わせ** 東京手話通訳者等派遣センターと、手話通訳者等の具体的な派遣場所や時間等をお打ち合わせください。

7 手続の流れ



8 お問い合わせ先

荒川区 福祉部 障害者福祉課 障害サービス係
〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3



電話 03-3802-3111 内線 2693
FAX 03-3802-0819
メール syouhuku@city.arakawa.tokyo.jp

- 申請書は持参又は郵送してください。
- 持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時～17時(12時～13時は除く)

